

# 令和5年度 集団指導

## 特定子ども・子育て支援施設等

---

練馬区福祉部指導検査担当課保育サービス検査係



# 指導検査の概要

## 目的

施設等利用費の支給（無償化の給付）の適正化を図るため。

## 根拠法令

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項  
練馬区保育所等指導検査実施要綱

## 対象施設等

区から「確認」を受けた無償化対象の認可外保育施設、一時預かり事業等  
（以下「特定子ども・子育て支援施設等」といいます。）

## 検査方法

日程を定め、施設または当該施設を運営する法人等の事務所に  
赴き、検査を実施する。

# 実施形態

## 一般指導検査

施設ごとに日程を定め、施設または当該施設を運営する法人等の事務所に赴き実施する。

実施については、区の単独実施、東京都の単独実施、東京都と区の同日実施がある。

## 集団指導

運営に関する基準、指導事項例等について動画配信等の方式により行う。



# 指導検査の流れ



## 1 日程の調整

おおむね1ヵ月前に電話で日程調整を行います。



## 2 実施通知の送付

日程が決まったらメールで実施通知を送付します。

# 指導検査の流れ



## 3 事前提出書類の提出

検査に当たり、事前にご提出いただく書類があります。  
実施通知のメール到着後**10日以内**にメールまたは郵送で  
ご提出ください。



## 4 結果通知の送付

検査終了後、1か月程度で結果通知を郵送します。

# 指導検査の流れ



## 5 改善状況報告書の提出

文書指摘があった場合、結果通知到着後、改善状況報告書を  
1か月以内に提出してください。  
また、口頭指導等についても改善してください。

## 認可外保育施設の「確認」について

設置基準を満たしていない施設も、令和5年度までは経過措置期間として無償化対象です。



経過措置期間中に基準を満たさない場合、

令和6年10月1日から利用者が無償化を受けられません。



# 指導検査での事例紹介





# 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付および保存しましょう！

## ○月ぎめ利用等（法定代理受領）

区および保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、当該保護者に対し施設等利用費（無償化の給付）の額を通知しなければならない。

## ○一時預かり・スポット利用（償還払）

保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）

### < 特定子ども・子育て支援提供証明書に記載する項目 >

- ・ 保育を提供した日および時間帯
- ・ 保育の内容
- ・ 費用の額
- ・ その他保育に必要な事項

### ポイント！

保護者に交付した提供証明書の写しを施設に保存する必要があります。  
保存年限は5年間です。

## 領収書は利用料と特定費用の額を区分して 記載しましょう！

利用料および特定費用の支払を受ける際、その保護者に対し、  
領収証を交付しなければならない。

領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準)

- ・ 特定費用の支払のみを受ける場合は、区分して記載する必要はありません。
- ・ 振込や口座引き落とし等で支払いを受ける場合であっても、希望する保護者には領収書を交付する必要があります。

ポイント！

集金袋を使用している場合は、当該年度終了時に**原本を保護者に渡しましょう**。  
その際に、**施設にはコピーを取っておく**のを忘れないようにしましょう。

## 利用児童に関する情報を他の機関に提供する際には、 あらかじめ同意を取りましょう！

小学校、他の提供者その他の機関に対して、利用児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準)

- ・保護者からの同意は、あらかじめ得ておく必要があります。
- ・同意については、文書等により取得することができます。

ポイント！

法令に基づく情報の提供であれば、保護者からの同意は不要です。

# 保育室で使用するカーテンや敷物等は 防災性能を有するものにしましょう！

## 防災性能を 有するものの具体例

- ・カーテン（レースカーテンも含む。）
- ・ロールカーテン
- ・天蓋
- ・じゅうたん
- ・カーペット
- ・ジョイントマット など

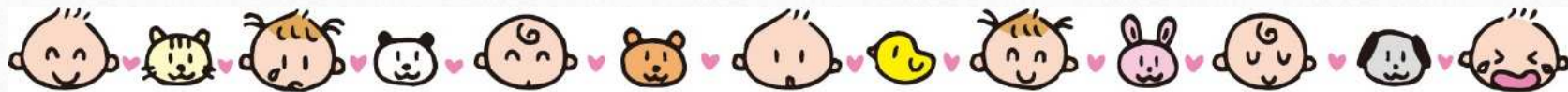
カーテン等には、防災ラベルがついていますが、ジョイントマット等には、一枚一枚ラベルがついていないことが多いです。

検査時には防災性能を有している物であるかどうかを必ず確認しますので、商品購入時のカタログや箱等にあるラベルを保管していただくようお願いします！



改めて見直してみよう！

乳幼児突然死症候群の  
予防をしていますか？



乳幼児突然死症候群の予防および  
睡眠中の事故防止の観点から、  
うつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、  
子どもの顔色や呼吸の状態を  
きめ細かく観察しましょう。



# 乳幼児突然死症候群の予防について



午睡時のチェックは、子どもの呼吸・体位・睡眠状況について きめ細やかにいき、その都度記録しましょう。

午睡時のチェックは、0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔です。

預かり始めの時期や体調不良の時は、特に注意して見守りましょう。



## 乳幼児突然死症候群の予防について

保育室の照明は、午睡時の乳幼児の顔色が観察できる明るさを保ちましょう。

1歳以上であっても子どもの発達状況により仰向けに寝かせましょう。



厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎないようにしましょう。





# 乳幼児突然死症候群の予防について

## ポイント！

- ・ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員が見守りましょう。
- ・ チェック表を作成しても、形骸化していませんか？  
一人一人チェックし、その都度記録しましょう。

必ず確認者がサインをし、  
チェックに責任を持ちましょう。

# 事故情報データベースの紹介

こども家庭庁HP

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database>



こどもまんなか  
こども家庭庁

ホーム    こどものみなさんへ    こどもの相談窓口    子育て中の皆さんへ    Global Site    🔍 検索    ☰ メニュー

ホーム > 政策 > こどもの安全 > 教育・保育施設等における重大事故を防ぐための政府の取組 > 特定教育・保育施設等における事故情報データベース

## 特定教育・保育施設等における事故情報データベース

「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日 こ成安第142号、5教参学第30号）等に基づき、こども家庭庁・文部科学省に報告のあった事故の情報について集約・データベース化を行い、公表しています。

※事故の概要、要因分析欄等各欄の記載は、事故の報告を行った自治体によるものです。  
※個別の事故情報についてのお問い合わせには応じておりません。  
※データを活用しやすくするため、平成29年度から様式変更を行っております。



保育園や学童クラブみたいに子どもが集まる場所は事故がたくさん起きてるんだね…。

先生～！  
小さなぼくたちを守ってね！



これからも安全安心な保育のために・・・  
ご清聴ありがとうございました

Logoフォームの  
入力・送信をもって  
終了です！  
忘れずに～！！



#### 受講報告兼アンケートについて

受講報告兼アンケートは、Logoフォームでの  
回答となります。  
実施通知のQRコードを読み込んでご回答ください。

提出〆切：令和6年5月13日（月）必着